

随意契約理由書

工事名称：堺泉北港 堺3区 堺14号上屋受変電設備補修工事

堺14号上屋の受変電設備は、平成5年度に設置以降、燻蒸設備および定温設備への電源を供給する上で重要な役割を果たす設備であり、的確に動作するよう機能維持を確実に行う必要があります。

本工事は、受変電設備を構成する、故障した機器を部分的に補修するものです。

受変電設備は、電源を供給するだけでなく、電気事故が起こった際に速やかに健全な回路を切り離す機能も有しており、製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求性能を満足するよう製作されています。これらのことから、補修工事を実施する際は、非常に高いレベルのシステム設計および機器の製作能力が要求されます。更に補修後は、既設設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要があります。

以上の事由から、当該設備を設計、製作、据付し、維持管理に携わってきた株式会社東芝より事業継承した東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、東芝インフラシステムズ株式会社関西支社でなければ施工できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。